

お知らせ

10月15日(金)～21日(金)は
違反建築防止週間です

新築するときや増改築するときは、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事をする必要があります。また、工事が完了したときも、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受ける必要があります。安全な建物づくりと住みやすい街づくりを心掛けましょう。

☎ 1588、FAX 201606

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象期間を延長しました

後期高齢者医療制度では、広報もばら6月1日号でお知らせした、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、対象期間を12月31日まで延長しました。詳しくはお問い合わせください。

☎ 1503、FAX 201600

在宅寝たきり者等歯科保健事業のご案内

市では茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行ってまいります。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

◆対象

- ① 65歳以上の寝たきりの方
- ② 障害などにより外出困難な方
- ※ ①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者を除く。

◆内容

- ① 口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導、② 歯周疾患・う蝕などに対する応急処置、③ 往診歯科医療の必要性の把握（市内の協力歯科医師が訪問します。）

◆実施制限

1年に1回限りで自己負担はありません。なお、以後の治療が必要な場合は保険診療となりません。

赤い羽根共同募金にご協力ください

今年も10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まります。赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」として、集まった募金の約7割は市内の子どもたち・高齢者・障害のある方への支援や福祉活動に使われ、約3割は県内の福祉課題を解決するために使われています。

運動期間中は、街頭・学校・企業などさまざまな場所で募金活動を行います。皆さんのご協力をお願いします。



☎ 251725、FAX 251865

一日合同行政相談所を開設します

総務省では「茂原一日合同行政相談所」を開設します。登記・年金・税金などの行政相談、相続などの法律相談を無料で受け付けます。

日時 10月22日(金) 13時～16時 (受付は15時30分まで)

※予約優先制・相談時間は1人20分以内

場所 茂原ショッピングプラザ・アスモ1階センターコート

※感染症予防のため、会場内では必ずマスクを着用してください。

※今後の感染症の拡大状況により、中止となる場合があります（中止の場合「さくみ千葉」のホームページでお知らせします。）

【申込み・問合せ】

総務省行政相談センター
「さくみ千葉」
☎ 0570-090110

募集

健康生活推進員さんの

ウォーキング教室参加者募集

日時 11月13日(金) 9時30分～12時 (受付9時15分)

集合場所 広域市町村圏組合管理棟ふれあいホール

コース 鶴枝遊水公園周辺約5km (雨天時 ふれあいホールで軽運動などを実施)

対象 市内在住者

定員 15人 (申込順)

参加費 無料

持ち物 タオル、飲み物、室内靴、マスク

その他 動きやすい服装・靴、リュックでお越しください。

締切 11月6日(金)

主催 茂原市健康生活推進員会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合時は、マスクの着用、手指消毒のお願いと体調確認を行います。開催日時は、変更または中止となる場合があります。

【申込み・問合せ】

保健センター
☎ 251725、FAX 251865

